

## 静岡県新型コロナウイルス感染症検査無料化事業実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部令和3年11月19日改定）、制度要綱及び実施要綱に定めるもののほか、新型コロナウイルス感染症検査無料化事業を実施する場合に必要な事項について、定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、「ワクチン・検査パッケージ」とは、飲食店やイベント主催者等の事業者が利用者のワクチン接種歴又は検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、新型コロナ感染症の感染防止対策として緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において課せられる様々な行動制限を緩和する事業をいう。

2 この要領において、「一般検査」とは、感染拡大傾向（「新たなレベル分類の考え方」にあるレベル2相当以上）時に、知事の判断で、感染不安を感じる無症状の住民に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第24条第9項等に基づき検査受検を要請し、要請に応じた住民が受検する検査を無料とする事業をいう。

3 この要領において、「制度要綱」とは「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部）をいう。

4 この要領において、「登録事業者」とは制度要綱に定めるワクチン・検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者をいう。

5 この要領において、「実施要綱」とは「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室）をいう。

6 この要領において、「PCR検査等」とは、リアルタイムRT-PCRのほか、LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査をいう。

7 この要領において、無料検査の対象から、会社等が事業又は福利厚生等の一環として従業員に対して実施する検査は除くものとする。

### (対象者)

第3条 この要領において、無料検査の対象者は次の表のとおりとする。なお、ワクチン・検査パッケージに係る無料検査は、令和4年3月31日までとする。

区分	対象者
ワクチン・検査パッケージ	<ul style="list-style-type: none"><li>・基礎疾患、副反応の懸念など健康上の理由によりワクチン接種を受けられない者のうち、発熱等の症状がない者</li><li>・12歳未満の者のうち、発熱等の症状がない者</li></ul>
一般検査	<ul style="list-style-type: none"><li>・知事要請に応じた、感染不安を感じる無症状の住民のうち、発熱等の症状がない者</li></ul>

(無料検査の事業)

第4条 事業者(共同で事業を実施する場合の共同事業者を含む。)は、検査受検者が自己の検体を採取する場合において、次の表の左欄に掲げる実施事業者の種類に応じて、同表の中欄に掲げるいずれかの事業を実施する場合に、右欄に掲げる事業区分として無料検査を行うことができる。

事業実施者	事業	事業区分
医療機関、薬局、衛生検査所、登録事業者	・PCR検査等に用いる唾液検体を本人が採取する際の立会い等 ・検査機関に対する検体の送付 ・検査受検者への結果通知書等の発行請求	第一号事業
医療機関、衛生検査所	・第一号事業者から送付されるPCR検査等のための検体の検査 ・検査受検者への結果通知書等の発行	第二号事業
医療機関、薬局、衛生検査所、登録事業者	・抗原定性検査用鼻腔ぬぐい液検体を本人が採取する際の立会い ・検体の検査結果の読み取り ・検査受検者への結果通知書等の発行	第三号事業
医療機関	・PCR検査等のための鼻咽頭ぬぐい液及び唾液検体の採取等、検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等 ・抗原定性検査のための鼻咽頭ぬぐい液及び鼻腔ぬぐい液検体の採取及び検体の検査及び検査受検者への結果通知書等の発行等	第四号事業

2 登録事業者が行う第一号事業又は第三号事業は、当該事業者の事業に関連して行う事業に限るものとする。

3 第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、第1項表の中欄に定める規定にかかわらず、検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オンラインにより同項別表に定める検体採取の立会いを行うことができる。また、同事業者は、同規定にかかわらず、離島、へき地その他地域の実情を踏まえ、知事が承認した場合には、郵送又はオンラインにより第7条に定める検査の受付、検体採取のためのキット等の送付及び第1項表の中欄に定める検体採取の立会いを行うことができる。ただし、これらの場合において、当該事業者は次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンライン又は郵送によることについて検査申込者の同意を得ること
- (2) 検査の受付に当たりオンラインによる立会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること
- (3) 検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること
- (4) 検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができないと判断するなど、オンラインによる立会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立会いを中止し、直接の立会いに切り替える用意をしておくこと
- (5) 検査受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間においてオンラインの立会いを行い、検査受検者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取

を行うことを求めること

- 4 第一号事業又は第三号事業を行う事業者は、第1項表の中欄に定める規定にかかわらず、次に掲げる事項を遵守する場合には、ドライブスルー方式により同項表の中欄に定める検体採取の立会いを行うことができる。
  - (1) 当該事業者の敷地内駐車場等において立会いに十分なスペースを確保すること
  - (2) 駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること
  - (3) 検査受検者のプライバシーに十分留意すること
- 5 前2項の場合において、事業者は、次条において実施計画書に事業所内の実施場所を示す図面を添付することを要せず、同条第3項第四号及び第5条の規定は適用しない。

(登録の申請)

- 第5条 第4条第1項に定める無料検査を行おうとする事業者は、知事の登録を受けなければならない。
- 2 前項の登録を受けようとする事業者は、様式第1号(実施計画書)に、事業所内の実施場所を示す図面を添付して知事に提出しなければならない。
- 3 前項の提出に当たっては、事業者は本実施要領に従った事業を実施することに違反した場合には都道府県から交付される補助金等を返還等する必要があることについて同意しなければならない。
- 4 知事は、次に掲げる全ての事項を満たしていると認められる場合に、第2項で実施計画書を提出した事業者を実施事業者として登録するものとする。
  - (1) 実施計画書の記載に不備がないこと。
  - (2) 検査キット等の調達方法・検査の単価・検査の実施回数等が適当であると認められること。
  - (3) 検査に係る事業を適切に実施するための体制及び方法が定められていること。
  - (4) 当該事業者が次条に定める検体採取の実施場所を確保していること。
  - (5) 検体採取の立会い等又は検査の実施が適切に実施できると認められること。
  - (6) その他知事が必要と認める事項を満たしていること。

(検体採取の実施場所の確保)

- 第6条 第一号事業又は第三号事業を実施する実施事業者は、次に掲げる事項に適合する検体採取の実施場所を確保しなければならない。
  - (1) 検査受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
  - (2) 当該実施場所において同時に検体採取を実施する検査受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び検査受検者のプライバシーに配慮していること。
  - (3) 十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

#### （検査の受付）

第7条 実施事業者は、検査受検を希望する者が身分証明書等を提示し、様式第2号（検査申込書）を提出した場合に、当該検査申込者に検査を受検させることができる。この場合において、原則として検査申込者からの予約は不要とする。

2 前項の申込書を提出された第一号事業又は第三号事業を実施する実施事業者は、次に掲げる事項（第三号事業を実施する場合は、第四号を除く。）について検査申込者に説明しなければならない。

- (1) 仮に検査結果が陽性であった場合、検査申込者は医療機関又は発熱等受診・相談センターに連絡し、速やかに受診しなければならないこと。また、その場合、移動については、周囲に感染させないようにマスクを着用し、公共交通機関を避けるようにすること。
- (2) 仮に検査結果が陰性であった場合も、感染している可能性を否定しているものではないため、検査申込者は引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底する必要があること。
- (3) 当該申込みにより実施された検査の結果は、検査受検者が新型コロナウイルス感染症の患者であるかについての診断に用いることはできないこと。
- (4) 当該実施事業者が連携する検査機関

#### （結果通知書等の発行等）

第8条 実施事業者が、第一号事業を実施する場合には、検査機関に対して、制度要綱5（2）i）①に定められた事項が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行するよう求めるとともに、発行後速やかに検査結果を当該実施事業者に通知するよう、求めなければならない。

2 実施事業者が、第三号事業を実施する場合には、制度要綱の5（2）ii）②に定められた事項が記載された結果通知書等を検査受検者に対して発行しなければならない。ただし、実施要綱に定める結果通知書の発行を要しない場合に該当する場合はその限りでない。

3 前2項で発行する結果通知書等は様式第3号（結果通知書）のとおりとする。

#### （変更手続）

第9条 事業者は第5条第4項で登録した内容に変更があったときは速やかに様式第4号（変更実施計画書）を知事に提出し、変更した計画を登録しなければならない。なお、事業所内の実施場所等に変更があった場合には、新たな図面を添付しなければならない。

2 変更内容の審査基準は、第5条第3項を準用する。

#### （イベント等における立会い又は検体採取場所）

第10条 事業者はイベント等に際して、新たな場所において、立会い又は検体採取を行うときは、様式第5号（臨時立会い・検体採取場所開設届）に実施場所を示す図面を添付して、知事に提出しなければならない。

(事業の実施に係る準用)

第 11 条 その他事業の実施については制度要綱の規定を準用するほか、第三号事業の実施については実施要綱の規定を準用する。

(準用)

第 12 条 第 6 条、第 7 条第 2 項並びに第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 1 条第 2 項各号に掲げる事業を実施する実施事業者について準用する。この場合において、第 6 条中「次に掲げる事項」とあるのは、「関係法令」と、第 7 条第 2 項中「(第三号事業)」とあるのは、「(第四号事業)」と、第 8 条第 2 項中「第三号事業」とあるのは、「第四号事業を実施する場合には、「制度要綱」の 5 (2) i) ①に定められた事項が記載された結果通知書等を、同項第二号に掲げる事業」と読み替えるものとする。

(報告、書類の提出、改善指導又は指定の取消し)

第 13 条 知事は、第 5 条第 1 項の規定による登録の申請があったとき、又は事業について必要があると認めるときは、検査事業者に対し、必要な事項についての報告又は書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

2 知事は、検査無料化事業が適切に行われていないと認めるときは、検査事業者に対し、必要な改善指導を行うことができるものとする。

3 知事は、検査事業者又は検査無料化事業の内容等が、第 4 条第 3 項及び第 4 項に規定する要件に適合しなくなったと認めるとき又は検査事業者が前項の改善指導に従わないときは、登録を取り消すことができるものとする。

(週次の受検者・陽性者の報告)

第 14 条 実施事業者は、週ごとに、前回の報告の後、当該実施事業者が事業を実施した者の総数及びそのうち陽性結果が判明した者の総数を記録し、その記録の内容を様式第 6 号 (週次報告書) により、知事に報告しなければならない。

(実績報告書の提出等)

第 15 条 事業経過に応じ、実施事業者は別途知事が定める方法により実績報告書を作成し知事に提出するものとする。この場合において、実績報告書に記載すべき事項は次に掲げるとおりとする。

(1) ワクチン・検査パッケージとして補助等の対象になる検査件数及び一般検査として補助等の対象となる検査件数

(2) 結果データ

(3) 必要経費等

2 実施事業者が前項に基づき実績報告書を知事に提出する場合には、当該実績報告書に係る証拠書類を 5 年の間、保存しなければならない。

附 則

1 この要領は、令和 3 年 12 月 16 日から施行し、令和 3 年度分の事業に適用する。